

事前評価調書

I 事業概要																																																																					
事業名	道路事業（道路改良事業）																																																																				
地区名	一般県道小垣江安城線																																																																				
事業箇所	安城市高棚町～刈谷市半城土町																																																																				
事業のあらまし	一般県道小垣江安城線は、安城市の JR 東海道新幹線三河安城駅と刈谷市南部を結ぶ道路で、国道 23 号、国道 419 号と交差しており、重要な幹線道路である。本路線は、高棚北 IC で国道 23 号に接続しているが、国道 23 号から国道 419 号まで未整備である。全体計画として、国道 23 号高棚北 IC から国道 419 号半城土町西十三塚交差点までのバイパス区間（1.9km）の整備を目指しているが、早期の事業効果を考慮し、I 期整備区間として、国道 23 号高棚北 IC から一般県道半城土広小路線交差点までのバイパス区間を整備するものである。																																																																				
事業目標	【達成（主要）目標】 ⑥モノづくりを支え、国際競争力を高める広域交通基盤の整備（交通円滑化、地域産業支援） ⑦渋滞のないスムーズな移動空間の提供（西三河地域の道路ネットワーク強化） 【副次目標】 ①交通安全対策の推進（交通安全性向上）																																																																				
事業費	事業費		内訳																																																																		
	14.0 億円		□工事費 6.0 億円、□用補費 7.0 億円、□その他 1.0 億円																																																																		
事業期間	採択予定年度	平成 25 年度	着工予定年度	平成 25 年度	完成予定年度	平成 34 年度																																																															
事業内容	バイパス整備（L=0.6km、2 車線）																																																																				
II 評価																																																																					
①事業の必要性	1) 必要性	国道 23 号高棚北 IC が整備済みであり、これを有効に活用するために、一般県道小垣江安城線の一部区間を早期に整備する必要がある。																																																																			
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 幹線道路ネットワークの強化のため、事業実施の必要性がある。																																																																		
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工事区分</td> <td>測量調査</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td colspan="7">←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路築造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="7">←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">7億円</td> <td colspan="5">7億円</td> </tr> </tbody> </table>												H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	工事区分	測量調査	←→										用地補償		←→									道路築造				←→							事業費(億円)		7億円					7億円				
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34																																																									
	工事区分	測量調査	←→																																																																		
		用地補償		←→																																																																	
道路築造					←→																																																																
事業費(億円)		7億円					7億円																																																														
2) 地元の合意形成	地元（安城市・刈谷市）からの早期整備の要望のほか、衣浦豊田道路建設協議会からも早期整備の要望を受けている。																																																																				
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 十分な事業執行環境が整っており、事業の実効性が確保されている。																																																																			

Ⅲ 対応方針

事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
----------------	--

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

・バイパスの整備による周辺道路の交通の変化